

第3章 指導監査

§ 1 社会福祉法人及び社会福祉施設等の指導監査

指導監査では、社会福祉法人や社会福祉施設等が関係法令・通知等を遵守し適切に運営されているかについて確認を行う。指導監査の結果、最低基準等を満たしていないことが確認された時は、改善指導を行うことにより、福祉サービスの質の向上や法の適正実施の確保を図っている。

表468 指導監査実施数の年度別推移

法人・法別施設	年度（平成）	20年度	21年度	22年度
社会福祉法人	対象数	49	50	54
	計画数	28	27	30
	実施数	28	27	30
老人福祉施設	対象数	34	35	36
	計画数	19	24	22
	実施数	19	24	22
介護老人保健施設	対象数	16	16	17
	計画数	7	10	12
	実施数	7	10	12
障害福祉施設	対象数	24	23	61
	計画数	24	23	61
	実施数	24	23	61
児童福祉施設	対象数	149	159	178
	計画数	149	159	178
	実施数	149	159	178
保護施設	対象数	1	1	1
	計画数	0	1	0
	実施数	0	1	0
計	対象数	273	284	347
	計画数	227	244	303
	実施数	227	244	303

資料：監査指導課